

平成 25 年 8 月 27 日

受益者の皆様へ

三菱UFJ投信株式会社

**「東欧・ロシア株式マザーファンド」および「東欧・ロシア株式ファンド」**

**投資信託約款の変更決定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記ファンドにつきましては、投資信託約款の変更を行う旨を平成 25 年 7 月 19 日（金）付の書面にて受益者様に対しご連絡し、平成 25 年 8 月 26 日（月）までその異議申立を受付けておりました。

この結果、本投資信託約款の変更に関する異議を述べられた「東欧・ロシア株式ファンド」（以下、本件ファンド）受益者様の受益権の口数が、投資信託約款の変更公告日（平成 25 年 7 月 19 日（金））現在の本件ファンドの信託約款に係る受益権総口数の 2 分の 1 以下となりましたので、当初予定どおり投資信託約款の変更を平成 25 年 9 月 27 日（金）付で実施させていただきます。

**◆本投資信託約款の変更の内容と理由**

**【投資信託約款の主な変更内容】**

	変更前（旧）	変更後（新）
①	<b>【東欧・ロシア株式マザーファンド】</b> （略） 運用の基本方針 （略） （2）投資態度 （略） 運用の指図に関する権限は、 <u>BNPパリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス</u> に委託します。 （略）	<b>【東欧・ロシア株式マザーファンド】</b> （略） 運用の基本方針 （略） （2）投資態度 （略） 運用の指図に関する権限は、 <u>アルフレッド バーク カピタルフェルバルトニング AB</u> に委託します。 （略）
②	<b>【東欧・ロシア株式ファンド】</b> （付表） 1. 約款第13条第2項、または第51条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日 ユーロネクスト（パリ）の休業日	<b>【東欧・ロシア株式ファンド】</b> （付表） 1. 約款第13条第2項、または第51条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日 ユーロネクスト（パリ）の休業日 <u>ストックホルムの銀行の休業日</u>

**【投資信託約款の変更理由】**

本件ファンドは、「東欧・ロシア株式マザーファンド」を通じて東欧諸国ならびにロシアの株式（預託証書（DR）を含みます。）等へ投資を行いますが、今般、運用委託先の組織再編を受け、運用委託先がBNPパリバアセットマネジメント エス・エイ・エスからアルフレッド バーク カピタルフェルバルトニング ABに変更となることに伴い、所要の手続きを行うものです。なお、運用委託先の変更後も現状の運用方針は維持され、商品性に変更はございません。

今後とも弊社投資信託をお引き立ていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

本件に関するお問い合わせ

三菱UFJ投信株式会社

お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く9：00～17：00）